

会 議 録

| | | | | | | |
|--------------------|-----|---|----|------|------|----|
| 会議名 (審議会等名) | | 相模原市国民健康保険運営協議会 | | | | |
| 事務局 (担当課) | | 国民健康保険課 電話042-704-8909(直通) | | | | |
| 開催日時 | | 令和2年1月16日(木) 13時30分~15時10分 | | | | |
| 開催場所 | | ウェルネスさがみはらB館 2階 集団検診室 | | | | |
| 出席者 | 委員 | 11人(別紙のとおり) | | | | |
| | その他 | 0人 | | | | |
| | 事務局 | 10人(保険高齢部長、他9人) | | | | |
| 公開の可否 | | 可 | 不可 | 一部不可 | 傍聴者数 | 2人 |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 | | | | | | |
| 会議次第 | | 1 開 会 2 議 題 (1) 副会長の選出について (2) 報告事項等 ア 令和2年度相模原市国民健康保険事業の概要について イ 相模原市国民健康保険財政健全化方針及びデータヘルス計画(第2期)に係る平成30年度の結果について (3) その他 3 閉 会 | | | | |

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開 会

国民健康保険運営協議会会長から、定刻において出席委員数9名により、定足数である過半数を充足し、本会議が成立する旨報告がなされた。

2 議 題

途中から出席の委員が複数名いたため、「(1)副会長の選出について」は順番を最後に変更し、「(2)報告事項等」から議事を進めた。

(2)報告事項等

ア 令和2年度相模原市国民健康保険事業の概要について

事務局より資料1に基づき、令和2年度相模原市国民健康保険事業の概要について説明を行った。

イ 相模原市国民健康保険財政健全化方針及びデータヘルス計画(第2期)に係る平成30年度の結果について

事務局より資料2-1、別紙、2-2-1、2-2-2に基づき、相模原市国民健康保険財政健全化方針及びデータヘルス計画(第2期)に係る平成30年度の取組の結果等について説明を行った。

【質疑・意見等】

- 令和2年度相模原市国民健康保険事業の概要資料に一人当たり調定額について2か所記載があるが、額の相違を伺いたい。

今年度当初賦課ベースで算出した一人当たり調定額と令和2年度における一人当たり調定額による相違であり、令和2年度については課税限度額引上げの影響により0.3%上乘せされている。

- 不当利得に係る保険者間調整における「団体」とは何か。

国民健康保険を脱退した方が加入した先の保険者のことである。不当利得とは資格喪失した被保険者の受診に伴う保険者負担分の医療費であり、本人が直接返還する仕組であるが、保険者間調整とは、本人が直接返還せず、新旧の保険者間で調整をすることにより、被保険者本人の負担を軽減し、返還金の収入率を向上させる仕組である。市町村国民健康保険者同士では100%保険者間調整ができ、また、大規模の会社は調整が可能な団体が多いが、小規模の会社等にとっては保険担当者が少なく、保険者間調整の手続が不明・困難ということで、本人の直接請求になることがある。そのような団体には本市から保険者間調整の方法や

書式を御案内し、保険者間調整ができる団体を増やすことで返還金の収入率を伸ばしている。

- 第三者行為求償に係る被害届の提出率について、なぜ目標値を100%にしないのか。

被害者にとって、被害届を出すことにメリットがないことから、提出率が低い。被害者の方には、国民健康保険の財政にとっては重要であるということをお伝えし、提出を促している。また、市国保コールセンターを通じて、被害届提出の勧奨を実施している。

- 努力は理解しますが、目標は100%にして頑張ってもらいたい。

はい。

- データヘルス計画の中で、特定健康診査の受診率を上げることが大事である。平成29年度の中央区の受診率は平成30年度と同様、低いのか。低い傾向であれば、中央区の受診率を上げることにより全体の受診率が上がる。他市町村との比較においても、かなり順位が上がるのではないかと。

また、低い要因について、中央区の年齢層が若いとか、転居・転出入といった異動が多いとか、保険の切り替わりが多い等、分析をもう少し詳しくした方がよい。

平成29年度も、受診率は低い傾向である。

中央区の受診率が低い状況は把握しているので、来月には中央区の方をターゲットに受診勧奨はがきの発送件数を増やし、さらに、来年度の休日会場健診の実施回数を中央区において増やすことを予定している。

- 引き続き、特定健康診査の受診率向上に努めてください。

また、特定保健指導の実施率が平成29年度に比べ、かなり下がっている。

特定保健指導では、同じ話をすると受診者は飽きてしまうので、指導の内容を変更するなどの工夫や、継続して声をかけていくことが重要である。また、重症化予防に重点をおいて取り組んでいるため、生活習慣病にまで取組を広げてほしい。その結果のアウトカムをぜひ教えていただきたいし、また、出すべきだと思う。生活習慣病・重症化予防は半年を区切った実施だと思うが、1年、2年といったもう少し長いスパンで対応していただきたい。

- 口座振替率について、平成26年度以降全体的に下降しているため、要因を分析し、頑張ってください。指定都市の比較表にあるように、相模原市の口座振替率は決して好ましい数字ではないので、平成26年度の数字までは少なくとも戻してもらいたい。

また、滞納処分の執行停止はどういうことをいうのか。

停止というのは税額がなくなるということか。滞納処分の金額は残るのか。

執行停止とは生活が著しく困窮している方、財産が全くない方、居所不明の方に対して滞納処分をしないという手続きであり、基本的には税の消滅時効は5年であるが、執行停止になれば3年を経過すると徴収権が時効となる。

なお、執行停止の場合は滞納処分を解除しなければならない。

- 3年間を経過すると市の徴収権はなくなるということか。

お見込みのとおり。

- 差押については、単純に一人当たりで換算すると、270人が80万円滞納していたことになる。滞納額が高額になる前の10万円・20万円といった早い段階で対応できないのか。

コールセンターの設置（平成30年8月）以前は、職員数も少ない中で受電業務をすべて徴税吏員が受けており、厳しい体制で滞納整理を行っていたが、コールセンターの稼働に伴い徴税吏員の受電業務等への労力が削減されたことから、累積滞納になる前の早期に滞納処分や執行停止の実施が可能となった。

（1）副会長の選出について

相模原市国民健康保険運営協議会規則第2条第2項の規定により、公益を代表する委員のうちから、副会長に大貫委員が選出された。

（3）その他

国民健康保険課長から国民健康保険制度を取り巻く社会情勢について説明があり、国への要望活動を引き続き行っていく旨の報告がなされた。

最後に議事録の作成については、会長及び副会長に一任された。

以 上

国民健康保険運営協議会委員出欠席名簿

| | 氏 名 | 所 属 等 | 備 考 | 出欠席 |
|----|--------|--------------------------|--------|-----|
| 1 | 根岸 直子 | | 公募委員 | 出席 |
| 2 | 生田 修 | | 公募委員 | 出席 |
| 3 | 平尾 恭子 | | 公募委員 | 出席 |
| 4 | 佐藤 昭子 | | 公募委員 | 出席 |
| 5 | 木内 哲也 | 一般社団法人相模原市医師会 | 保険医等代表 | 出席 |
| 6 | 陳 勁一 | 一般社団法人相模原市医師会 | 保険医等代表 | 出席 |
| 7 | 庄井 和人 | 公益社団法人 相模原市歯科医師会 | 保険医等代表 | 出席 |
| 8 | 大岡 元 | 公益社団法人相模原市薬剤師会 | 保険医等代表 | 欠席 |
| 9 | 工藤 加鶴美 | 相模原商工会議所 | 公益代表 | 出席 |
| 10 | 中牟田 好江 | 特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら | 公益代表 | 出席 |
| 11 | 中山 光明 | 相模原市自治会連合会 | 公益代表 | 出席 |
| 12 | 大貫 君夫 | 社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 | 公益代表 | 出席 |